

令和5年12月8日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

## 防災警察常任委員会資料

(令和5年12月6日付託分)

附属資料

くらし安全防災局

## 目 次

	ページ
神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年条例第7号）新旧対照表	1

神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年条例第7号）新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～9（略）			1～9（略）		
10 法第37条の3第1項の規定に基づく法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設等設置完成検査手数料	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	10 法第37条の3第1項の規定に基づく法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設等設置完成検査手数料	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
11～20（略）			11～20（略）		